

適合性判定における適用が除外される部分

次の条件を満たす建築物については、適合性判定の適用除外とできます。

- 1) 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設けることがないものとして政令で定める用途に供する建築物(自動車車庫又は自転車駐車場、畜舎又は堆肥舎等)
- 2) 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより省エネ基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物(文化財指定された建築物等)
- 3) 仮設の建築物であって政令で定めるもの

参考例

常時外気に開放された部分については、適合性判定における適用性の有無を判断する際の床面積に算入しません。

高い開放性を有する駐車場 (250m ²)	事務所 (100m ²)
	物販店舗 (150m ²)

500m²-250m²=250m²
となるので適合性判定対象外

非住宅部分 500m²